

南部広域市町村圏事務組合
情報公開及び個人情報保護制度
運用状況報告書

令和6年度（2024年度）

I 情報公開制度

1 情報公開制度の目的

情報公開制度とは、南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が保有している情報を見たいときに、「だれでも」、「いつでも」、公開の請求をすることができる権利を保障し、あわせて、組合に対しては、住民の公開請求に応じることを義務づける制度です。

組合の情報公開制度は、組合の保有する情報の公開を図り、次の3点を制度の柱として、住民参加による公正で民主的な開かれた組合行政を目指します。

- (1) 組合が保有している情報は、原則としてすべて公開します。
- (2) 住民のプライバシーは最大限に保護します。
- (3) 非公開とする情報は、プライバシー保護や公的保護を図るための必要最小限とします。

2 情報公開制度の主な内容

(1) 実施機関

理事会、監査委員、議会をいいます。

(2) 対象となる公文書

組合の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものです。

(3) 公文書の公開を請求できる者

住所、国籍、年齢、個人、法人の区別なく、どなたでも実施機関のもっている公文書の公開を請求できます。

(4) 非公開とすることができる公文書

組合が保有している公文書は公開が原則ですが、次のような情報が記録されている公文書は非公開とすることがあります。

- ① 法令等により、明らかに守秘義務が課せられている情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 公にすると会社などの法人等に著しい不利益を与える情報
- ④ 公にすると行政の適正な執行に支障を及ぼす情報

(5) 公開の請求方法

公開の請求は、請求書を窓口の総務振興課（いなんせ斎苑及び南斎場はそれぞれの窓口）に提出して行います。

(6) 決定に対する審査請求

組合の実施機関の決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができます。

審査請求を受けた実施機関は南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して審査請求に対する裁決を行います。

(7) 費用の負担

閲覧、視聴、聴取は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

3 情報公開制度の運用状況

(1) この運用状況は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年分です。

(2) 公開請求件数は0件です。(表1・表2参照)

(表1) 情報公開請求の処理状況内訳

年 度	公 開 請 求 内 訳					審査請求
	請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	
令和6年度	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	1	0	0	0	0
令和4年度	1	1	0	0	0	0

(表2) 実施機関別処理状況

実施機関	公 開 請 求 内 訳					審査請求
	請求件数	公開	部分公開	非公開	取り下げ	
理事会	0	0	0	0	0	0
総務振興課	0	0	0	0	0	0
いなんせ斎苑	0	0	0	0	0	0
南斎場	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

4 情報公開・個人情報保護運営審議会・審査会

(1) 南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護運営審議会、審査会の開催状況

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
審議会	1	0	1	0	0	0	0
審査会	1	0	1	0	0	0	0

(2) 南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

氏名	職業
朝 崎 咄	(会 長) 大学客員教授 (学識経験者)
石 垣 安 秀	(副会長) 自治体関係団体職員 (学識経験者)
久 保 以 明	弁護士 (学識経験者)
宮 里 玲 子	人権擁護委員 (住民)
仲村渠 苗 子	女性団体役員 (住民)
徳 元 孝 進	社会福祉協議会役員 (住民)

(令和2年12月16日委嘱)

(3) 南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏名	職業
真栄里 泰 山	(会 長) 大学客員教授 (識見を有する者)
植 松 孝 則	(副会長) 弁護士 (識見を有する者)
岩 垣 真 人	大学准教授 (識見を有する者)

(令和2年12月16日委嘱)

Ⅱ 個人情報保護制度

1 個人情報保護制度の目的

個人情報保護制度は、これまで、国・民間・地方公共団体等ごとに、個人情報保護法や個人情報保護条例といった別々の法律や条例によって運用されていましたが、令和3年の個人情報保護法等の改正に伴い、令和5年4月1日からは、地方公共団体を含むすべての主体に改正後の個人情報保護法が適用され、全国的な共通ルールにより個人情報が管理・運用されることになりました。

組合の個人情報保護制度は、個人情報保護法の規定のもとに住民ひとり一人の人権を尊重し、下記のルールを遵守し、適正な管理・運用を目指します。

(1) 保有・取得に関するルール

- ① 法令（条例を含む）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って、個人情報を保有・取得します。
- ② 個人情報の利用目的について、具体的かつ個別的に特定したうえで、利用目的の達成に必要な範囲で個人情報を保有・取得します。
- ③ 本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、原則、本人に利用目的をあらかじめ明示します。

(2) 利用・提供に関するルール

利用目的以外の目的のために個人情報を利用又は提供しません。ただし、法令に基づく場合及び本人の同意があるとき又は本人に提供するとき等、法第69条第2項に該当する場合は利用又は提供することがあります。

(3) 保管・管理に関するルール

個人情報の漏えいに係る報告体制やアクセス制御に関して等の安全管理に係る措置を講じます。また、個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先にも安全管理を徹底します。

2 個人情報保護制度の主な内容

(1) 実施機関

理事会、監査委員、議会をいいます。

(2) 個人情報の開示等を請求できる者

どなたでも組合がもっている自分の情報について、開示、訂正、利用の停止、消去、提供の停止を請求できます。

(3) 開示等の請求方法

開示等の請求は、本人であることを確認することができる書類（例：運転免許証）を窓口の総務振興課（いなんせ斎苑及び南斎場はそれぞれの窓口）に提出して行います。

(4) 決定に対する不服申立て

実施機関の決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができます。審査請求を受けた実施機関は南部広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決を行います。

(5) 費用の負担

閲覧は無料ですが、写しの交付を受ける場合は請求者がその費用（写しの作成及び送付に要する費用）を負担します。

3 個人情報保護制度の運用状況

(1) この運用状況は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年分です。

(2) 個人情報の開示請求は0件でした。（表1参照）

（表1）個人情報公開請求の処理状況内訳

年 度	開示請求内訳						審査 請求	訂正 請求	利用 停止 請求
	請求 件数	承認	一部 承認	拒否	取り 下げ	却下			
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0